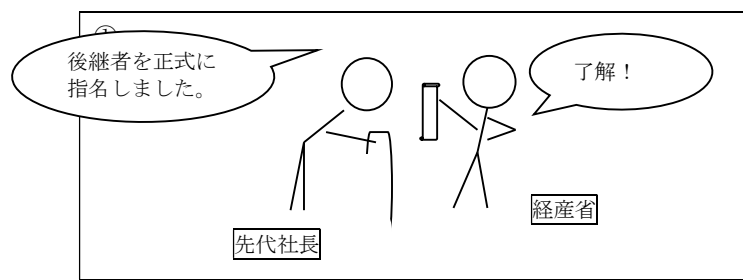
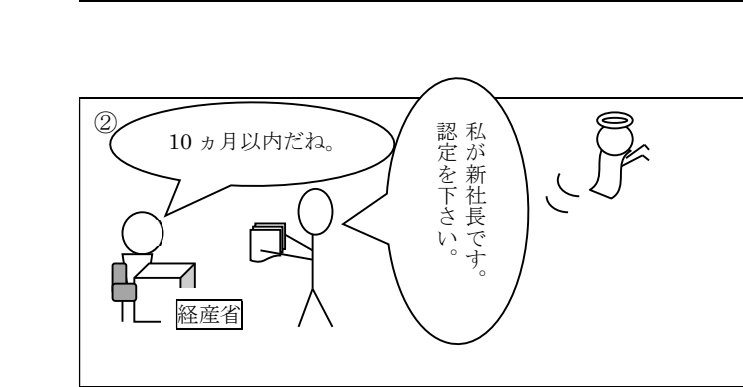
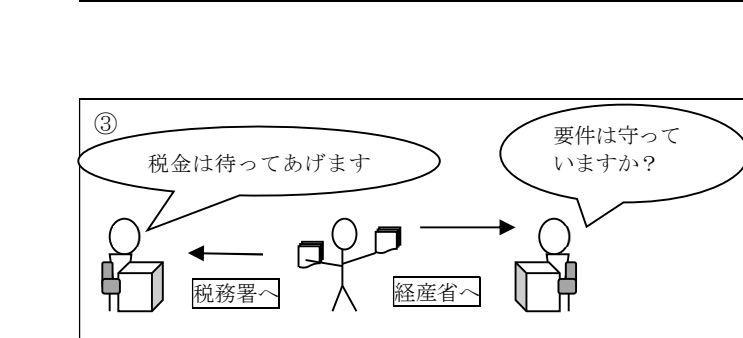
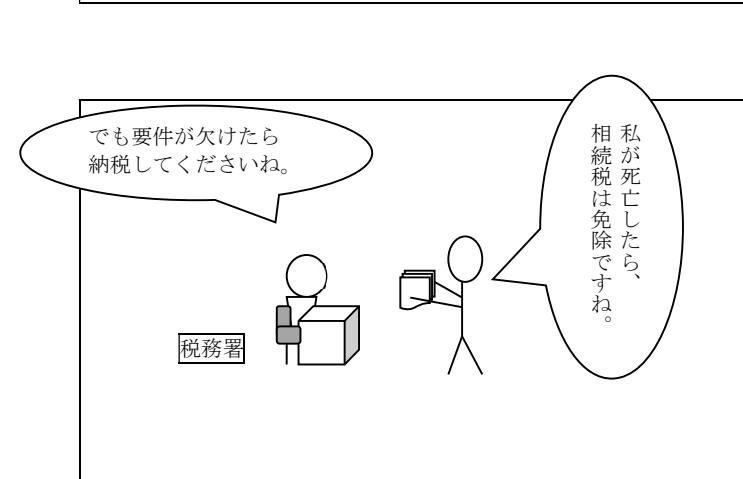


< 相続税の納税猶予 イメージ >

①  後継者を正式に指名しました。 了解！ 先代社長 経産省	① 先代経営者の生前に、「事業承継の計画」を経済産業省に提出して確認を受けます。 (注) 年度ごとの確認手続は要確認。
②  10 ヶ月以内だね。 私が新社長です。認定を下さい。 経産省	② 先代経営者の死亡後、経済産業省へ認定申請書を提出します。 <u>相続税の申告書の提出前</u>に認定通知をもらう必要があります。
③  税金は待ってあげます 要件は守っていますか？ 税務署へ 経産省へ	③認定後5年間、毎年提出します。 * 経産省へは「報告書」 * 税務署へは「届出書」 (注) この5年間に条件を満たさない状態になってしまうと納税猶予は取消です。
 でも要件が欠けたら納税してくださいね。 私が死亡したら、相続税は免除ですね。 税務署	④認定後の「5年間」を経過した後は定期的に税務署に一定の書類を出し続けます。 ↓ 経営を引き継いだ「次の社長」が死亡すると、<u>一定の条件のもと</u>で先代死亡の際に猶予されていた相続税が免除となります。

< 贈与税の納税猶予 イメージ >

① 後継者を 指名しました。 了解！ 先代社長 経産省	① 先代経営者の生前に、 「事業承継の計画」を 経済産業省に提出して確認 を受けます。
② 代替わり完了？ 私が新社長です。 認定を下さい。 ワシは 引退済。 経産省	② 経済産業省へ認定申請書を 提出します。 贈与税の申告書の提出前に 認定通知をもらう必要があります。
③ 税金は待ってあげます 要件は守って いますか？ 税務署へ 経産省へ	③認定後5年間、毎年提出します。 * 経産省へは「報告書」 * 税務署へは「届出書」 (注) この5年間に条件を満たさない状態に なってしまうと納税猶予は取消です。
④ その時は相続税の 話になります。 私達のうちどちらかが 死んだら贈与税は 免除ですね。 税務署	④認定後の「5年間」を経過した後は 定期的に税務署に一定の書類を 出し続けます。 ↓ 先代社長または現社長のどちらかが 死亡すると、一定の条件のもとで 猶予されていた贈与税が 免除となります。